第九条　通知

(1)　［十分な通知］

前条(6)の規定により表示される通信のための宛先若しくは法的業務のための宛先又はこの条の規定のために規則に定めるその他の宛先に官庁が送付するこの条約又は規則に基づく通知であって、当該通知に関するこの条約又は規則の規定を満たしているものは、この条約及び規則の適用上、十分な通知とする。

(2)　［連絡することを可能とする表示が提出されなかった場合］

この条約及び規則のいかなる規定も、出願人、権利者その他の関係する者に連絡することを可能とする表示が締約国の官庁に提出されなかった場合には、当該締約国が当該出願人、権利者その他の関係する者に通知を送付することを義務付けるものではない。

(3)　［通知しなかった場合］

次条(1)の規定を前提として、官庁が出願人、権利者その他の関係する者に対しこの条約又は規則に基づく要件を満たしていないことを通知しなかった場合においても、通知のないことは、当該出願人、権利者その他の関係する者が当該要件を遵守する義務を免除するものではない。

第十条　特許の有効性及び取消し

(1)　［形式的な要件の一部を満たしていないことによる影響を受けない特許の有効性］

第六条(1)、(2)、(4)及び(5)並びに第八条(1)から(4)までに定める出願に関する形式的な要件のうち一又は二以上のものを満たしていないことは、特許の全部又は一部の取消し又は無効の根拠とすることができない。ただし、当該形式的な要件を満たしていないことが不正な意図によって生じたときは、この限りでない。

(2)　［取り消そうとし、又は無効にしようとする場合において意見を述べ、補正し、又は訂正するための機会］

特許に関しては、取り消そうとし、又は無効にしようとすることについて、合理的な期間内に、意見を述べる機会並びに関係法令に基づいて認められる場合には補正し、及び訂正する機会を権利者に与えることなく、その全部又は一部を取り消し、又は無効にすることができない。

(3)　［特別の手続に関する義務を負わないこと］

(1)及び(2)の規定は、一般的な法の執行のための司法手続とは別の特許権に関する執行のための司法手続を設ける義務を生じさせるものではない。

第十一条　期間に関する救済

(1)　［期間の延長］

締約国は、出願又は特許に係る自国の官庁に対する手続上の行為に関し当該官庁が設定する期間を規則に定める期間延長する旨を定めることができる。ただし、その旨の申請が規則に定める要件に従って当該官庁にされ、かつ、当該締約国の選択により、その申請が次のいずれかの時に提出される場合に限る。

(i)　当該官庁が設定する期間の満了前

(ii)　当該官庁が設定する期間の満了後、かつ、規則に定める当該申請の期間内

(2)　［処理の継続］

締約国は、出願又は特許に係る自国の官庁に対する手続上の行為に関し当該官庁が設定する期間を出願人又は権利者が遵守しなかった場合において、当該締約国が(1)(ii)の規定に基づく期間の延長を定めていないときは、次のことを条件として、当該出願又は特許に係る処理を継続する旨及び必要なときは当該出願又は特許に係る出願人又は権利者の権利を回復する旨を定める。

(i)　その旨の申請が規則に定める要件に従って当該官庁にされること。

(ii)　規則に定める期間内に、(i)に規定する申請が提出され、かつ、当該自国の官庁に対する手続上の行為のための期間が適用された全ての要件が満たされること。

(3)　［例外］

いかなる締約国も、規則に定める例外に関し、(1)又は(2)に規定する救済について定めることを要求されない。

(4)　［料金］

締約国は、(1)又は(2)の規定に基づく申請に関し、料金を支払うよう要求することができる。

(5)　［その他の要件の禁止］

いかなる締約国も、この条約又は規則に別段の定めがある場合を除くほか、(1)又は(2)に規定する救済に関し、(1)から(4)までに規定する要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

(6)　［却下しようとする場合において意見を述べる機会］

(1)又は(2)の規定に基づく申請に関しては、却下しようとすることについて合理的な期間内に意見を述べる機会を出願人又は権利者に与えることなく、却下することができない。

第十二条　相当な注意を払ったこと又は故意でないことが官庁により認定された場合の権利の回復

(1)　［申請］

締約国は、自国の官庁に対する手続上の行為のための期間を出願人又は権利者が遵守しなかった場合において、当該期間を遵守しなかったことがその直接の結果として出願又は特許に係る権利の喪失を引き起こしたときは、次のことを条件として、当該官庁が当該出願又は特許に係る当該出願人又は権利者の権利を回復する旨を定める。

(i)　その旨の申請が規則に定める要件に従って当該官庁にされること。

(ii)　規則に定める期間内に、(i)に規定する申請が提出され、かつ、当該自国の官庁に対する手続上の行為のための期間が適用された全ての要件が満たされること。

(iii)　(i)に規定する申請において当該期間を遵守しなかった理由を明示すること。

(iv)　状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず当該期間を遵守することができなかったものであること又は、当該締約国の選択により、その遅滞が故意でなかったことを、当該官庁が認めること。

(2)　［例外］

いかなる締約国も、規則に定める例外に関し、(1)に規定する権利の回復について定めることを要求されない。

(3)　［料金］

締約国は、(1)の規定に基づく申請に関し、料金を支払うよう要求することができる。

(4)　［証拠］

締約国は、(1)(iii)に規定する理由を裏付ける宣言書その他の証拠を、自国の官庁が設定する期間内に当該官庁に提出するよう要求することができる。

(5)　［却下しようとする場合において意見を述べる機会］

(1)の規定に基づく申請に関しては、却下しようとすることについて合理的な期間内に意見を述べる機会を申請人に与えることなく、その全部又は一部を却下することができない。

第十三条　優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復

(1)　［優先権の主張の訂正又は追加］

締約国は、規則に別段の定めがある場合を除くほか、次のことを条件として、出願（(iii)において「後の出願」という。）に関する優先権の主張を訂正し、又は追加する旨を定める。

(i)　その旨の申請が規則に定める要件に従って自国の官庁にされること。

(ii)　規則に定める期間内に(i)に規定する申請が提出されること。

(iii)　後の出願の出願日が、優先権の主張の基礎となる出願のうち最先のものの出願日から算出される優先期間が満了する日以前であること。

(2)　［後の出願を遅れてすること］

締約国は、第十五条の規定を考慮して、先の出願に基づく優先権の主張を伴う出願又は当該主張を伴うことが可能であった出願（(iv)において「後の出願」という。）の出願日が、その優先期間の満了の日の後であるが、規則に定める期間内である場合には、次のことを条件として、自国の官庁が優先権を回復する旨を定める。

(i)　その旨の申請が規則に定める要件に従って当該官庁にされること。

(ii)　規則に定める期間内に(i)に規定する申請が提出されること。

(iii)　(i)に規定する申請に当該優先期間を遵守しなかった理由を明示すること。

(iv)　状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず当該優先期間内に後の出願をすることができなかったこと又は、当該締約国の選択により、それが故意でなかったことを、当該官庁が認めること。